

「新しい時代に対応した都市政策」の提言(中間とりまとめ)に関する県民意見(パブリックコメント)

	意見 提案等	対応方針等
1	<p>1 県民意見募集の広告手段について</p> <p>新聞、(民友、民報等)に掲載して意見募集しても良いのでは、それだけ都市計画は、重要であると思う。 4月頃に民友新聞に掲載した、長期未着手都市計画道路見直しは、大変分かりやすかった。</p> <p>2 中心市街地等に係る戦略的な都市づくりの推進について</p> <p>郡山駅、本宮駅周辺中心市街地においての、奥州街道(県道須賀川二本松線)の道路形態の見直しが必要であると思う。 ・具体的には、現在の通過交通主体の形態から地元の住民が地元の商店に買い物をするような、コミュニティ道路的な形態に変換する必要があると思う。 ・手法として、時間的一方通行(例土、日曜日、休日10時~18時)にして歩行者、自転車道の幅員を確保する等が考えられる。 ・本宮市においては、10月の祭りの際は、時間的全面的交通止めにしても、さほどの問題はおきていないように思われる。 ・三者(県、地元市町村、地元商店街)が大変ではあるが、協力して地道な実験証明等を行う価値は十分にあると思う。</p>	<p>1について 今後の実施に向けて参考としたい</p> <p>2について 中心市街地活性化、歩いて暮らせるまち、都市施設整備等の観点から参考としたい 関係グループ等とも情報共有を図りたい</p>
2	<p>1 海外の都市計画事例の研究()</p> <p>経済発展の目覚ましい中国政府の描く都市計画は、60の区画に分けられた連邦制を目指しているらしいとの情報があります。 シンガポールや香港、上海等アジアの都市計画には、必ず何らかの形で「蔵風得水(ぞうふうとくすい)」思想が反映されています。 国家の繁栄と国民の安全を考慮しているからです。 我が国では、高度成長時代の頃より現行の都市計画法が制定され、改正されながら現在に至る訳ですが、この間の実績と反省点を踏まえ、今後の福島県の都市政策には、上記のような海外の事例も良く研究すべきではないでしょうか？</p> <p>()「蔵風得水(ぞうふうとくすい)」: 北に山、東西に丘陵地、南に開かれた平地の中央を川が流れている地形のこと</p> <p>2 国内のまちづくり事例の研究()</p> <p>茨城県つくば市の「なかこん」と呼ばれる地域があります。 郊外宅地開発の切り札として、借地権を活用した「緑住農(りょくじゅうのう)一体型住宅地」の取り組みや、北海道倶知安(くっちゃん)町が、平成18年度都市再生プロジェクト推進調査費(国土交通省)を受け作成された「地域活力によるニセコ羊蹄「国際リゾート都市」の構築 - リゾート景観づくり調査」の報告書が参考になるかと思えます。</p> <p>3 その他()</p> <p>最後になりますが、「新しい時代に対応した都市政策とは何か？」に私なりの考えを申しますと、 「花も実もある福島県が国際観光都市への開花に繋がるもの！」であると答えます。</p>	<p>1について 今後、情報収集等に努め、有益な情報は参考としていきたい</p> <p>2について 今後、情報収集等に努め、有益な情報は参考としていきたい 特に、個性と魅力ある美しい都市づくり等の視点から捉えたい</p> <p>3について 参考としたい</p> <p>() 事務局で記載</p>

「新しい時代に対応した都市政策」の提言(中間とりまとめ)に関する県民意見(パブリックコメント)

	意見 提案等	対応方針等
3	<p>1 都市計画区域について (都市計画区域は行政区域に拡大へ)</p> <p>提言にあるように、市町村合併等の社会的環境の変化や、都市の拡大膨張を前提とした従来の都市政策から、高齢社会を迎えて成熟した社会や広域交流に対応できる都市政策を行うためには、現在の都市計画の見直しは必至であり喫緊の課題。まちづくりの根底となる土地利用計画にも大きく影響する。</p> <p>・「都市」や「まち」の定義は各都市により違うと思うが、少なくとも地方都市においては、宅地化されている場所、それを囲んでいる農地や林地、また景観法の施行によりまちから眺める風景も都市やまちの大事な構成要素になっている。このように整理すると、都市計画区域は行政区域全体に拡大し、適切な土地利用を誘導・規制するのが適切だと思う。</p> <p>・なお、都市計画法は、まちづくりの基本法として活用すべきである。</p> <p>2 準都市計画区域について (都市計画区域に一本化する)</p> <p>準都市計画区域と都市計画区域との違いが一般市民には理解できない。原則として都市計画区域に一本化すべきであると考え。ただし、特殊な事例もあると思われるので、ただし書き扱いが適当と思われる。</p> <p>3 用途地域制度の補強について (地域の特性、個性を生かせる多様な制度へ...地区計画等)</p> <p>都市の拡大膨張に対応するため用途の純化を進める従来の用途地域制度は、現在の社会情勢下においては、規制目的や効果からして適切に機能しない。多種多様な用途の混在を認め、また、地域の特性、特色を生かした住民主体のまちづくりを誘導する必要がある、このためには特別用途地区や地区計画等の制度をオーバーラップさせた制度を基本とすべきと考える。</p> <p>4 開発可能な地域と自然を保全すべき区域の明確化 (利活用する土地と保全する土地の明確化)</p> <p>・集落の消滅や、地域の文化や伝統、地域コミュニティの崩壊等が大きな社会問題化していること、更には『地域の自立』『地域の経営』という観点から、都市周辺の農地の利活用は、地方都市の活性化には必要不可欠な問題である。</p> <p>・このため、都市計画法34条の(8-2)、(8-3)の有効・適切な積極的活用を図る。(二地域居住や定住政策を執行するためにも必要な制度。)</p> <p>5 県と市町村と住民の役割分担が不明確</p> <p>今回提案の内容が今後どのように進んでいくのか、また、県と市町村、住民それぞれの役割分担を整理する必要がある。</p> <p>6 都市計画道路の見直し</p> <p>都市計画道路を決定した当時の社会背景が大きく変化し、道路に求められる機能も変化してきている。思い切った見直しが早急に必要である。建築制限をかけたまま放置するのは適切ではない。</p>	<p>1について 都市計画区域の再編検討の中で検討していきたい</p> <p>2について 都市計画区域の再編検討の中で検討していきたい</p> <p>3について 県対応方針には明記済み。賛同意見としたい</p> <p>4について 「開発と保全」「調整区域内土地利用方針の策定」等は県対応方針に明記済み なお、34-8-2・34-8-3の活用の方向性については検討したい</p> <p>5について 役割分担の明確化等は対応方針に明記済み なお、継続的に検討・改善していきたい</p> <p>6について 長期未着手都市計画道路の見直しは対応方針に明記済み 賛同意見としたい</p>

「新しい時代に対応した都市政策」の提言(中間とりまとめ)に関する県民意見(パブリックコメント)

	意見 提案等	対応方針等
4	<p>1 都市づくりの基本的な考え方について</p> <p>県北(福島市)、県中(郡山市)、いわき市とそれ以外の地域では、都市機能に格差がある。また、上記3地域にしても大都市圏と比較すれば差がある。格差があることを前提に考えてはどうか。</p> <p>2 新たな都市政策の方向性について</p> <p>都市計画道路や都市計画区域の見直しはもちろんのこと、鉄道沿線の平場については、新しく都市計画区域に編入することも考えて欲しい。(県北、県中、いわきについて)</p> <p>3 都市計画への県民の参加 参画について</p> <p>大学の2・3年生が取り組むであろう都市や地域に関する科目のうち一つは、最低限教養として必要ではないか。 本県の大学進学率が低いので、社会教育の一つとして都市や地域に関する講座が必要と思われる。</p>	<p>1について 地域特性に応じた都市づくりの検討等において参考としていきたい</p> <p>2について 対象地域を検証 検討していきたい</p> <p>3について 住民理解等の視点から参考としていきたい なお、関係機関等との連携等について継続的に検討していきたい</p>